名　称　石狩湾港北防波堤北端工事区域D灯浮標
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四三
東経　一四一―一七―二四
変更した事項
位置
所在地　北海道石狩湾港（石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯の北方約二・〇キロメートル）
北緯　四三―一三―四五
東経　一四一―一七―二三
変更年月日　平成二十六年八月二十八日

名　称　白銀埼灯台
位置
所在地　宮城県石巻市（白銀埼）
北緯　三八―二九―一九
東経　一四一―三二―〇七
変更した事項
塗色及び構造　灰色　やぐら形
光度　実効光度二〇カンデラ
光達距離　三・〇海里
変更年月日　平成二十六年八月二十八日
記事　一時変更

○防衛省告示第百八十九号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月二十七日（予備、同月二十八日から同月三十日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　東経一三二度四八分一三秒　北緯三二度五九分五一秒
(イ)　東経一三二度四二分一三秒　北緯三二度四二分一三秒
(ウ)　東経一三二度二九分五一秒　北緯三二度二八分一三秒
(エ)　東経一三二度三六分一三秒　北緯三二度五九分五一秒
(オ)　東経一三二度三六分一三秒　北緯三二度四二分一三秒
(カ)　東経一三二度三七分五一秒　北緯三二度四八分一三秒

実施艦等　自衛艦三隻
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月二十七日から同月三十一日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦三隻、航空機四機
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月二十七日（予備、同月二十八日から同月三十日までの間）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦三隻
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十日

防衛大臣　江渡　聡徳

日時　平成二十六年十月二十七日、同月二十八日及び同月三十日（予備、同月二十九日及び同月三十一日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒

実施艦等　自衛艦九隻、航空機六機
その他
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十日

東北地方整備局長　縄田　正

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
大館市釈迦内字山神台七三番一から同市釈迦内字狼穴一二九番五まで	前	一四・四七～二八・六八	〇・三九一	
	後	一四・四七～四六・八三	〇・三九一	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十月二十日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
鈴鹿市北玉垣町細田一六六〇番一から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後A	四・五〇～一五七・三〇	三三・八〇〇	
	後B	一九・〇〇～八五・〇〇	三〇・一三四	
		四・五〇～一五七・三〇	三三・八〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所